

島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金

本補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている製造業を営む県内中小企業に対して、エネルギーコスト削減に資する設備導入等に要する経費の一部を補助することにより、県内製造業の経営基盤強化を支援することを目的としています。

公募締切：令和5年7月31日（水）17時必着

- 第2回公募から申請様式を変更していますので、必ず新様式により申請をお願いします。
- 令和5年6月1日以降の契約等が対象となります。

【対象者の要件】

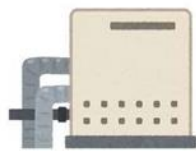
(1) 県内に主たる事業所を有する中小企業者のうち、 製造業者（みなし大企業を除く） であること
(2) エネルギーコスト高騰の影響を受けていること
(3) 島根県税の滞納がないこと
(4) 当該補助金交付要綱別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しないこと

【事業の要件】

項目	内容	説明
要件	①エネルギーコスト高騰の影響を受けていること	エネルギーコストとは、電気代及び燃料費並びに動力費（灯油、重油、ガス等）など工場、プラントの機器を稼働運転、維持するために必要なコストをいう。
	②対象設備等を導入し、エネルギーコスト削減につながる取組であること	全体のエネルギーコスト削減もしくは炭素生産性向上につながることを合理的に示すこと 【設備更新の場合】取組実施前後のエネルギー使用量をお示しください 【設備新設の場合】取組実施前後のエネルギー消費原単位改善率及び炭素生産性をお示しください。
	③事業の継続に必要であること	取引の確保・継続等から緊急性があること雇用の維持・拡大に寄与することなど

補助率及び補助限度額	補助額	補助対象期間
補助対象経費の1/2以内 (但し、小規模事業者は2/3以内)	下限：40万円 上限：500万円	交付決定日から 令和6年2月29日

【対象設備等】



業務用給湯器



業務用冷蔵庫



高効率空調



工作機械



EMS

全体のエネルギーコスト削減もしくは炭素生産性向上につながることを合理的に示す必要があります。

▶お問い合わせ先 島根県商工労働部産業振興課 エネコス補助金担当
TEL:0852-22-6348【電話受付時間 8:30~17:00（土日祝日除く）】
E-mail:mono-ene@pref.shimane.lg.jp



あなたも家族も
まるごと守る！
頼れる補償の

商工会の福祉共済

全国商工会会員福祉共済

毎月ご加入
いただけます!!

シンプル
「がん」補償



トータル
「がん」補償



「けが」の
補償



けが・病気・がんに
しっかり備える

「病気」の
補償



大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ**加入**できる**特別な制度**です!

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員員とその家族であって健康な方が対象となります。

(「病気」の補償およびトータル「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)

※ただし、2022年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア専用特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限りです。

「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。
④万一、商工会からの脱退や退職等により、加入者資格を喪失した場合には、お手数ですが、ご加入の商工会へご連絡くださいようお願いいたします。

福祉共済加入者・被共済者の皆様は、自動的に商工会プロテクトクラブの会員になり、「ベネフィット・ステーション」(運営:ベネフィット・ワン)の割付サービスをご利用いただけます!

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会まで

※一部の商工会においては取り扱っていない場合があります。

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険(株)の団体総合生活保険(医療補償基本特約・がん補償基本特約)・総合生活保険(個人賠償責任補償)の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。

取扱代理店: 共済シェアサービス株式会社
東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館19F TEL:03-6268-0771

引当保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社 担当課: 広域法人部法人第一課
東京都千代田区三番町8-4 TEL:03-3515-4147

2022年8月作成 22-TC02054

退職金の準備を中小機構がお手伝いします!

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すするには、どんなものがあるの?

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が就業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL:050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です



小規模共済 検索

小規模企業共済

Be a Great Small.
中小機構

ジョイメイトしまねが 社員の皆様の福利厚生を サポートします!

●会費: 一人月額**1,000円**(年間12,000円)

◎ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。



ニュース掲載ツアー
1,000円~10,000円割引

5年に1度
永年勤続
5,000円~10,000円給付

健康診断6,000円補助

宿泊付き
忘新年会2,000円補助

割引指定店
5%以上割引

ツアー 2,000円割引
隠岐汽船 1,000円割引

ドラレコ購入(5年に1度)
ETC装着・セットアップ
各2,000円補助

抽選で
お食事割引券
1,000円プレゼント

隔年
熟年夫婦旅行
10,000円補助

インフルエンザ予防接種
600円補助

祝い金・見舞金等給付

各種チケット購入補助

「2,100事業所・29,788人をサポート中」まずはお電話下さい! ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555